

○議員報酬特例条例審査特別委員長報告

議員報酬特例条例審査特別委員長 藤 田 茂 男

議員報酬特例条例審査特別委員長報告を申し上げます。今期定例会で当委員会に付託されました議案は、「発議第1号 鳴門市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について」であります。

当委員会は、本日、委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については否決すべき、と決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「発議第1号 鳴門市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について」であります。提出者からの説明では、先の臨時会で可決された議案第41号に関連して、これまで、2漁協に対して支出してきた協力費の支出を認めてきた議会の責任を重く受け止め、7月分の議員報酬について、10%の減額を行うため条例の制定を行うものであります。

委員からは、議案については賛否が分かれたところであり、そもそも議会は執行権を有していないが、提案理由の説明にある「議決責任」とはどういう意味なのか、について、質疑がありました。

提出者からは、市議会全体の責任であり、議員としては連帯責任という趣旨である、との説明がありました。

委員からは、議員報酬の減額率を10%、減額期間を7月の1箇月間とした理由について、質疑がありました。

提出者からは、減額率については市長及び企業局長の減額率を考慮したものであり、減額期間については、できるだけ早い時期に行うべき、との考えからである、との説明がありました。

委員会では採決の結果、賛成少数により、原案を否決することといたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。